

小金井きた地域包括支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 小金井きた地域包括支援センター(以下「包括支援センター」という。)は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を行う。包括支援センターは、地域包括支援事業等の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、包括支援センターの社会福祉士・介護支援専門員・保健師等その他の従事者(以下「従事者」という。)が、事業の目的を達成し適切な地域包括ケアの実現をめざす。

(設置)

第2条 社会福祉法人聖ヨハネ会は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の39第3項の規定に基づき、小金井市から包括的支援事業を受託し「小金井きた地域包括支援センター」を設置する。

(事業)

第3条 包括支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第115条の38第1項第2号に規定する介護予防マネジメント事業
- (2) 法第115条の38第1項第3号に規定する総合相談・支援事業
- (3) 法第115条の38第1項第4号に規定する権利擁護事業
- (4) 法第115条の38第1項第5号に規定する包括的・継続的ケアマネジメント事業
- (5) 法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、小金井市長が必要と認める事業

(運営の方針)

第4条 包括支援センターは、包括的支援事業等を、適切、公平、中立かつ効率的に実施する。

- 2 包括支援センターの従事者は、利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、その人らしく生活することができるよう利用者の立場に立って援助を行う。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健・福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整する。
- 4 事業の実施にあたっては、総合性、包括性、継続性の視点を持ち、利用者の状況やその変化に応じて、支援の領域においても時間の経過においても、介護や医療をはじめとする多様かつ適切なサービスが途切れることなく一貫して提供される地域包括的支援体制を確立するように努める。
- 5 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 小金井きた地域包括支援センター

所在地 東京都小金井市桜町1-9-5 桜町高齢者在宅サービスセンター1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 包括支援センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1) 管理者 常勤 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準(以下「基準」という)を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2) 社会福祉士 2名以上

3) 保健師又は看護師 1名以上

4) 主任介護支援専門員 1名以上

上記の職員は、指定介護予防支援の提供にあたる。

5) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定介護予防支援の提供にあたる。

6) 事務員 若干名

事務員は職員の補助的業務及び必要な事務を行う。

2)~5)の職種配置で、合計員数6名以上を確保する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1) 営業日 月曜日から土曜日、ただし祝日および12月30日から1月3日の間は休業とする。

2) 営業時間

午前8時45分から午後5時30分

3) 相談等の利用時間

午前9時00分から午後5時30分

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めたときは、これを変更し又は臨時に営業日を定めることができる。

(事業実施地域)

第8条 地域包括支援センターの事業実施地域は、下記の小金井市北東部の生活圏域とする。ただし、地域以外でも相談に応じる。

通常の実施地域 本町2~3丁目、桜町1・3丁目、緑町、梶野町、関野町

(指定介護予防支援の利用契約)

第9条 地域包括支援センターが、指定介護予防支援サービスを提供するときは、利用者として介護予防支援契約を締結しなければならない。

(指定介護予防支援サービスの提供方法、内容及び利用料金)

第10条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである場合は利用料を徴収しない。

1) 利用者の課題分析(アセスメント)の実施

職員は、解決すべき生活課題を把握するために、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等に面接して行う。アセスメントの結果について記録するとともに「基準」の規定に基づいて2年間保存する。

2) 課題の分析は、所定の課題分析票を用いて行う。

3) 介護予防サービス計画原案の作成と説明及び同意

職員は、利用者のアセスメントの結果に基づき、介護予防サービス計画原案を作成する。

当該介護予防サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。当該地域における指定居宅介護支援事業者に関するサービスの内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、介護予防サービス計画原案及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整等を行い計画作成する。

4) 介護予防サービス計画の作成と説明、同意、交付

介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及びサービス担当者に交付しなければならない。この場合において、サービス担当者に介護予防サービス計画の趣旨及び内容について十分に説明し、担当者との共有、連携を図り、サービス担当者が自ら提供する介護予防サービス計画に反映されよう配慮する。

5) モニタリングの実施

職員は介護支援計画の作成後においても利用者及びその家族、指定介護予防事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他の便宜を行う。少なくとも3ヶ月間に1回は、利用者の居宅を訪問し面接を行う。訪問しない月は、特段の事情がない限り事業所訪問や電話等により利用者と接触し、モニタリングを実施しその結果を記録しなければならない。

当該記録は2年間保存する。

6) サービス担当者会議開催及びサービス担当者に対する照会

職員は、次の場合にはサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。当該サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容について記録するとともに2年間保存しなければならない。介護予防サービス計画に変更がない場合においても同様とする。

イ 利用者が従前と異なる要介護認定又は要支援認定を受けた場合

ロ 利用者が更新認定を受けた場合

ハ 利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- 2 職員は、指定介護予防支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、当事業所窓口にて相談に応じることとする。
- 3 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 1) 小金井市内は無料とする。
 - 2) 市境を越えて片道おおむね1kmにつき10円。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、利用者の同意(署名捺印)を得るものとする。

(介護予防支援事業の委託)

第11条 包括支援センターは、介護予防支援を実施するにあたっては、第11条1項に規定するアセスメント、介護予防サービス計画の作成、変更、モニタリング、サービス担当者会議の実施、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(地域包括支援センター運営協議会との協議、報告等)

第12条 包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保する。そのため、包括支援センターの公正・中立性の確保、職員の確保、及び必要な事項等について運営協議会と協議するものとする。

- 2 包括支援センターは、毎年度次に掲げる書類を運営協議会に提出する。
 - ① 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - ② 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - ③ その他運営協議会が必要と認める書類

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための、以下の措置を講じる。

- 1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- 2) 虐待防止のための指針を整備する。
- 3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4) 前3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(秘密保持)

第14条 包括支援センターは、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

(相談苦情対応)

第15条 包括支援センターは、相談、苦情に対応する窓口を設置し、指定介護予防支援事業所又は介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び家族からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応するとともに、当該苦情等の内容を記録し、サービスの質の向上に資する。苦情の内容等の記録は、2年間保存する。

苦情対応の体制、手順等については、重要事項説明記載事項とするほか事業所内に掲示し利用者に周知する。

(事故発生時の対応)

第16条 包括支援センターは、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合「事故・苦情対応マニュアル」の規定に従って、保険者、利用者等に連絡をとるとともに必要な措置を講ずる。

- 2 事故の状況及び事故に対して執った処置を記録し、その完結の日から2年間保管する。
- 3 第1項による保険者への報告は、「小金井市介護保険事業者による事故発生時の報告取扱要綱」の規定に従って行う。
- 4 リスクマネジメントマニュアルを作成し、事故発生した時は迅速かつ適切に対応するとともに、その原因を解明し、対策を実施し、再発予防に努める。

(損害賠償責任)

第17条 包括支援センターは、サービスの提供に伴って事業者に責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償する。

(利用者に関する区市町村への通知)

第18条 包括支援センターは、「基準」の規定により利用者が次に該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を区市町村に通知する。

- 1) 自己の故意の犯罪行為もしくは重大な過失等により、要介護状態もしくはその原因となった事故を生じさせた者
- 2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者

2 事業所は、第1項の通知に係る記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第19条 包括支援センターは、職員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- 2) 継続研修 年2回以上

(実施規程等)

第20条 この規程に定めるもののほか、実施の細部に関し必要な事項は、社会福祉法人聖ヨハネ会理事長が別に定めるものとする。

(改正)

第21条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人聖ヨハネ会理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 7月 1日から改訂施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から改訂施行する。

この規程は、平成20年10月 1日から改訂施行する。

この規程は、平成21年 7月 1日から改訂施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から改訂施行する。

この規程は、令和 6年 3月21日から改訂施行する。